

年金課

離婚時の年金分割制度について

年金分割制度とは、組合員又は組合員であった方とその配偶者（事実婚含む。）が離婚をしたとき、婚姻期間中の標準報酬総額（※）を当事者（夫婦）間で分割することができる制度です。離婚分割制度には「合意分割」と「3号分割」の2つの制度があります。

（※）厚生年金等の算定の基となる標準報酬月額や期末手当の額の総額

【注意】

- 年金分割制度は、将来の年金額そのものを分割する制度ではありません。
- 分割請求の期限は、離婚した日の翌日から起算して原則2年以内となります。
- 退職等年金給付（退職年金）については、分割の対象となりません。

合意分割制度

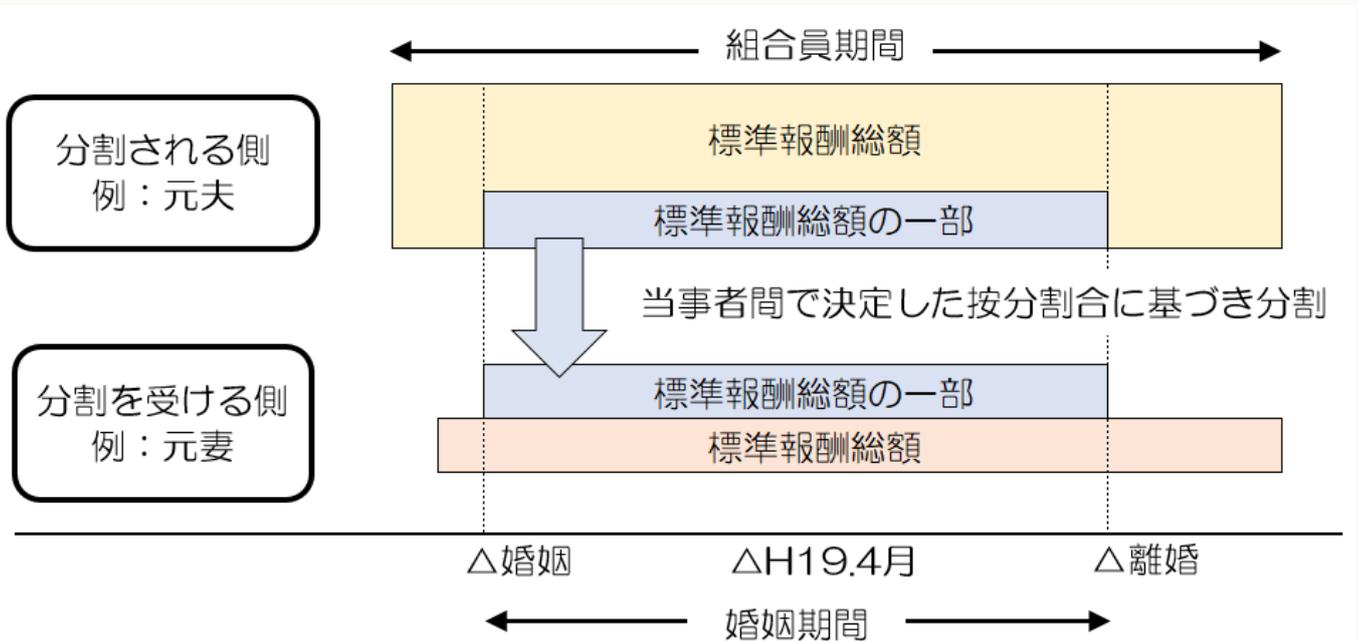
夫婦それぞれの婚姻期間中の標準報酬総額を合計し、当該額の多い方から少ない方へ分割します。

【対象者】平成19年4月1日以後に離婚した方

【対象期間】婚姻期間中のすべて（平成19年4月1日以前を含む）

【分割割合】当事者間の合意又は裁判所の決定による（上限50%）

<合意分割のイメージ図>



3号分割制度

国民年金第3号被保険者（以下、第3号被保険者という。）期間について、組合員の標準報酬総額の50%を被扶養配偶者へ分割します。

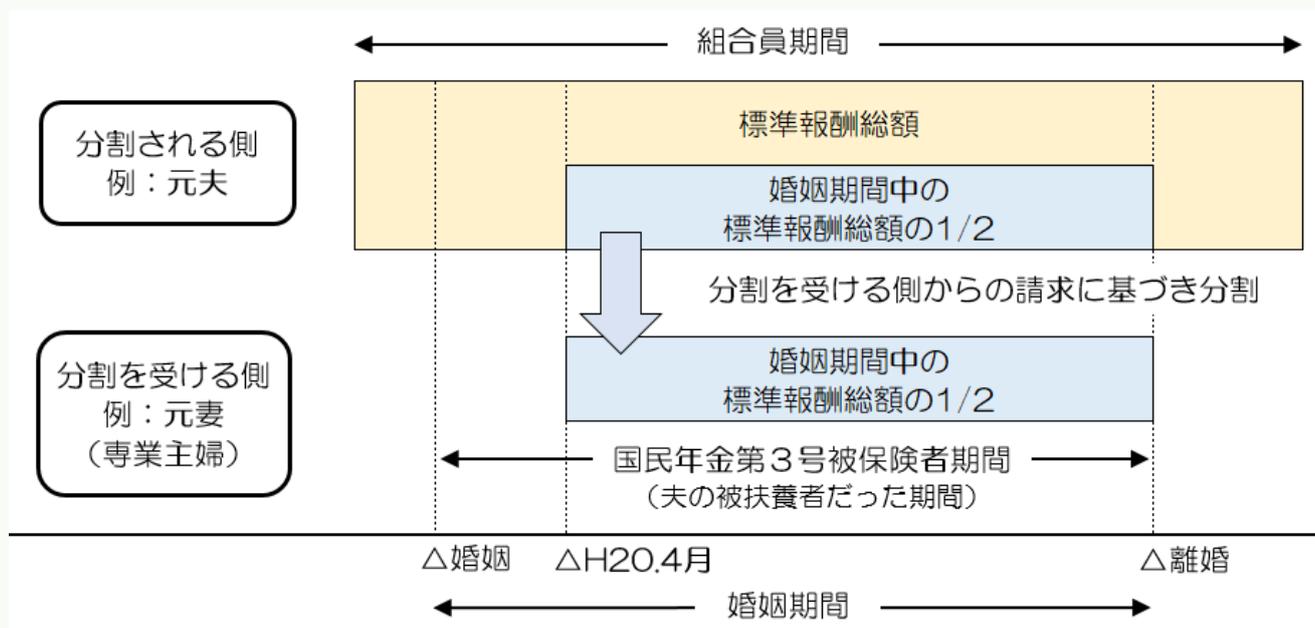
【対象者】平成20年4月1日以後に離婚し、婚姻期間中に第3号被保険者期間がある方

【対象期間】婚姻期間中の組合員期間のうち、平成20年4月1日以後の第3号被保険者期間

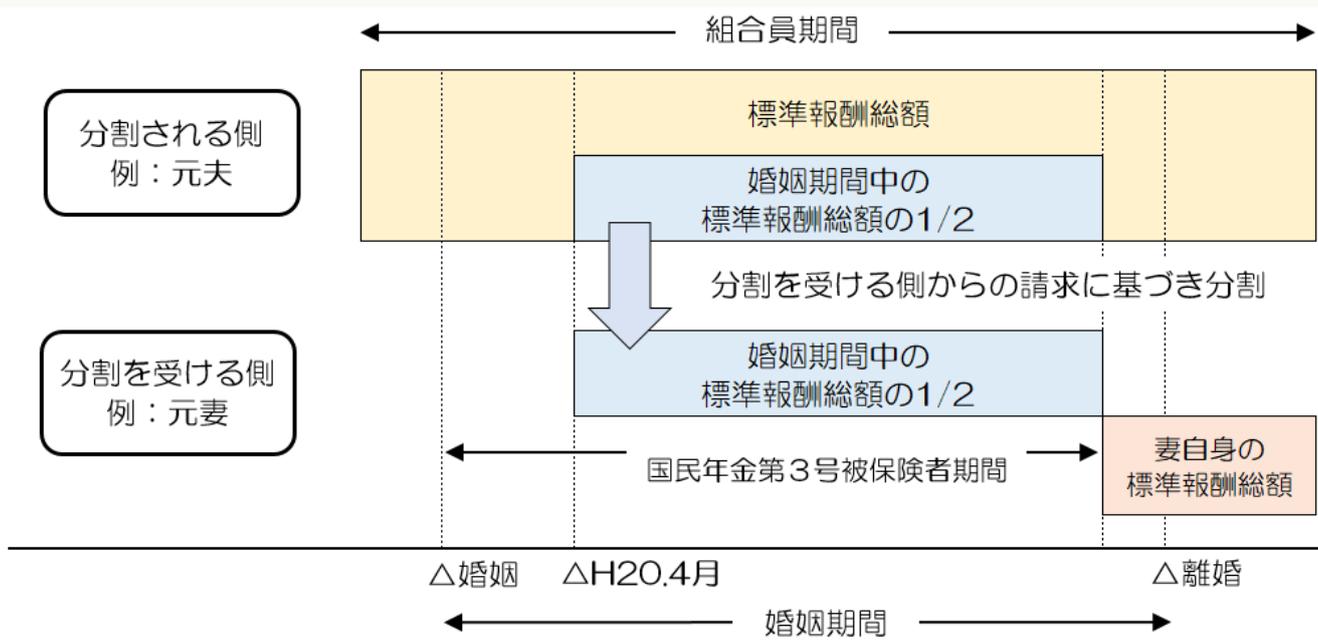
【分割割合】50%

<合意分割のイメージ図>

1. 分割を受ける側に厚生年金の加入期間がない場合



2. 分割を受ける側に厚生年金の加入期間がある場合



詳しくは、共済組合金課年金係（TEL：023-622-6900）までお問い合わせください。